

【意思表示】

- 1 AがBに甲土地を売却した。甲土地につき売買代金の支払と登記の移転がなされた後、第三者の詐欺を理由に売買契約が取り消された場合、原状回復のため、BはAに登記を移転する義務を、AはBに代金を返還する義務を負い、各義務は同時履行の関係となる。
- 2 Aが自己所有の甲土地をBに売却する旨の契約（本件売買契約という。）が締結された。AがBの詐欺を理由として本件売買契約を取り消したが、甲土地はすでにCに転売されていた。この場合において、CがAに対して甲土地の所有権の取得を主張するためには、Cは、Bの詐欺につき知らず、かつ知らなかったことにつき過失がなく、また、対抗要件を備えていなければならない。
- 3 Aが自己所有の甲土地をBに売却する旨の契約（本件売買契約という。）が締結された。AがCの強迫によって本件売買契約を締結した場合、この事実をBが知らず、かつ知らなかったことにつき過失がなかったときは、AはCの強迫を理由として本件売買契約を取り消すことができない。
- 4 Aが自己所有の甲土地をBに売却する旨の契約（本件売買契約という。）が締結された。AがCの詐欺によって本件売買契約を締結した場合、この事実をBが知っていたとき、または知らなかったことにつき過失があったときは、AはCの詐欺を理由として本件売買契約を取り消すことができる。
- 5 A所有の土地が、AからB、Bから善意のCへと売り渡され、移転登記もなされているが、AからBへの土地の売却の意思表示が錯誤によるものであった。錯誤を理由としてこの売却の意思表示を取り消すことができる場合、Aは、A B間の契約の取消しを主張し、Cに対して所有権を主張することができる。
- 6 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤が、売却の意思表示をなすに及ぶ動機に関するものであり、それを当該意思表示の内容としてAがBに対して表示した場合であっても、この売却の意思表示を取り消すことができない。
- 7 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤を理由としてこの売却の意思表示を取り消すことができる場合、意思表示者であるAに重過失があるときは、Aは、その取消しを主張することができない。
- 8 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤を理由としてこの売却の意思表示を取り消すことができる場合、意思表示者であるAに重過失があるときは、たとえ、BがAに錯誤があることを知っていたとしても、Aは、その取消しを主張することができない。
- 9 AがBに対し土地の売却の意思表示をしたが、その意思表示は錯誤によるものであった。錯誤を理由としてこの売却の意思表示を取り消すことができる場合、Bは、この売却の意思表示の取消しを主張できる。